



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 5月 10日

鹿児島市長 下鶴 隆夫 殿



提出者
住 所 鹿児島市田上八丁目3番5号
氏 名 末吉建設株式会社
代表取締役 末吉 晴海
電話番号 099-281-5566

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	末吉建設株式会社
事業場の所在地	鹿児島市田上八丁目3番5号
事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：一般土木建築工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	900.0 t	全処理委託量	900.0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	900.0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画実施

月報告書 廃棄物の種類が1品目の場合でも、集計が便利になりますのであるべくこの表にも記載してください

										別添内訳書		数字(t)				
										数字(t)		実施値				
	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属	ガラコン(※)	紙くず	汚泥	建設混合廃棄物(※)	廃油	合計	①排出量	②+⑧自ら再生利用を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑦自ら中間処理により減量した量	③+⑨自ら埋立処分を行った量	⑩全処理委託量
(1) 排出量		1912	150			648				2710		2,710.0				
(2) 自ら直接再生利用した量										0		0.0				
(3) 自ら直接埋立処分した量										0		0.0				
(4) 自ら中間処理した量										0		0.0				
(5) ④のうち熱回収を行った量(内訳)										0		0.0				
(6) 自ら中間処理した後の残さ量										0		0.0				
(7) ④-⑥自ら中間処理により減量した量										0		0.0				
(8) 自ら中間処理後再生利用した量										0		0.0				
(9) 自ら中間処理後、自ら埋立処分した量										0		0.0				
(10) 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	/9/2	/80								27/0		0.0				
(11) ⑩のうち、優良認定処理業者への処理委託量										0						
(12) ⑩のうち、再生利用業者への処理委託量										2710						
(13) ⑩のうち、熱回収認定処理業者への処理委託量										0						
(14) ⑩のうち、熱回収認定処理業者以外の熱回収を行う業者への委託量										0						
参考1 ⑩のうち、焼却施設への処理委託量(⑩の内訳)										0						
参考2 ⑩のうち、焼却以外の中間処理施設への処理委託量(⑩の内訳)										0						
参考3 ⑩のうち、埋立処分業者への処理委託量(⑩の内訳)										0						

※ガラコン=ガラスくず・シンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードもガラコンで記入してください)
※建設系の廃棄物で、品目ごとの仕分けが不可能な場合は、建設混合廃棄物として記入してください。

◆参考1～3は、どのような業者に委託されているかを聞くのです。(⑩処理業者への委託量=参考1+参考2+参考3)

◆参考数は、市ホームページ中、産業廃棄物交付等状況報告書の欄に掲載しています。
(換算計数は、トンに換算し記入してください)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。